

令和 7 年度 3 回福岡市開発審査会 会議録

開催日	令和 7 年 8 月 29 日（金） 午後 3 時 00 分から 午後 3 時 30 分まで	場所	福岡市役所 15 階 1503 会議室
出席者	委員 福岡市	萩島会長、林副会長、柴田委員、志賀委員、出水委員、おばた委員、鳥飼委員 住宅都市みどり局 建築指導部 柴田部長 開発・盛土指導課 樗木課長、吉積係長、田北係長、岩崎係長、安倍、上野、立川、大坪 地域まちづくり推進部 地域計画課 羽田野係長、日下部 経済観光文化局 創業推進部 創業・大学連携課 倉光課長、鈴木主査	

凡例：以下において、○は委員、□は福岡市の発言を示す。

意見聴取

〈条例第 9 条第 2 項第 1 号に基づく区域等の指定について〉

- 今津地区は、本制度により若い世代の人口が増加しており、制度は成功していると考えている。今回、追加で指定するエリアについても、土砂災害警戒区域からは離れており、先日の大雨においても大きな被害がなかったと聞いているため、問題はないと考えている。

- 今津地区は、本制度により当初期待された効果が出ているということだろう。他に意見はあるか。

(意見なし)

- 意見がないようなので、議事を終了する。

第 2 号議案

〈研究施設〉

- 対象地については、西側の前面道路に対してセットバックを行う計画となっているが、南側の隣接地については、今後建築行為が発生した場合に、必要に応じてセットバックを行うという理解でよいのか。

- 対象地については、開発許可の中でセットバックを実施するものである。南側の隣接地については、ご指摘のとおり、今後建築行為が発生した場合に、必要に応じてセットバックを行うこととなる。

- 西側道路にある既設の電柱は、敷地内に移設される計画ということか。

- そのとおりである。

- セットバックにより必要な道路幅員が確保されるのであれば、支障ない考える。

- 対象地周辺における市街化区域の指定状況はどのようになっているのか。

- 位置図の着色部分が市街化区域である。

- 対象地は市街化区域に近接しており、市街化区域を拡張しているような印象を受ける。

- 採決に移る。承認の方は挙手願いたい。

(採決)

- 第 2 号議案は承認とする。